



荒尾市告示第 88 号

荒尾市空き店舗活用創業等支援事業補助金交付要綱を次のように制定する。

令和 6 年 7 月 23 日

荒尾市長 浅田敏彦

荒尾市空き店舗活用創業等支援事業補助金
交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き店舗の解消を促進するとともに、地域における産業の振興及び魅力的なまちづくりの推進を図ることを目的として、空き店舗を活用し、荒尾市（以下「市」という。）で創業を行う者等に対し、予算の範囲内において荒尾市空き店舗活用創業等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 店舗等 小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業その他前条に規定する目的の達成に資すると認められる用途に使用される店舗又は事業所

(2) 空き店舗 過去に店舗等として使用されていた施設で、現に使用されていないもののうち、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 店舗面積が1,000平方メートルを超える大型店及び当該施設内のテナント型店舗物件であるもの

イ 住宅部分を有する店舗物件であって、店舗部分と住宅部分が明確に分離できないもの（工事等により店舗部分と住宅部分を分離することができるものを除く。）

(3) 新分野 現に営む業種（日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）に掲げる中分類の業種をいう。以下同じ。）と異なる業種

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）

は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 市の空き店舗を賃借して行う事業であること。

(2) 週4日以上営業を行うこと。

(3) 1日4時間以上営業を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく許可又は届出を要するもの

(2) 市に既にある店舗等を移転して行うもの

(3) 事業計画の期間が1年に満たないもの

(4) その他市長が適当でないとするもの

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）

は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市で事業を営んだことがない者であって、新たに店舗等を開業するものであること（当該個人が新たに法人を設立し、事業を開始する場合を含む。）。

(2) 市で事業を営んでいる者（以前事業を営んでいた者を含む。）であって、新分野にて店舗等を開業するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者とししないものとする。

(1) この要綱又は廃止前の荒尾市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱（平成13年告示第27号）の規定による補助金の交付を受けたことがある者

(2) 市税（荒尾市税条例（昭和29年条例第26号）第3条に規定する税目をいう。）の滞納がある者
（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、別表に定めるとおりとする。ただし、国、県その他の団体から当該経費について補助金等の交付を受ける場合は、当該経費からその交付を受ける額を控除した額を補助対象経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を実施する日までに、荒尾市空き店舗活用創業等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 住民票の写し（法人にあっては法人の登記事項証明書）
- (4) 賃貸借契約書の写しその他の当該空き店舗等の使用の権原を確認できる書類の写し
- (5) 見積書等補助対象経費を確認できる書類の写し
- (6) 改修費に係る補助金の交付を申請する場合は、改修前の店舗等の外観及び内観の写真
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、荒尾市空き店舗活用創業等支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の申請）

第9条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ荒尾市空き店舗活用創業等支援事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の額を変更しようとするとき。
- (2) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助対象事業を中止しようとするとき。

（変更等の決定）

第10条 市長は、前条の規定により変更等の申請があったときは、その内容を審査し、当該変更等の可否等を決定し、荒尾市空

き店舗活用創業等支援事業補助金変更等（承認・不承認）決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して2か月以内又は当該事業が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、荒尾市空き店舗活用創業等支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類の写し
- (4) 改修後の店舗等の外観及び内観の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定により実績報告を受けたときは、その内容の審査し、交付すべき補助金の額を確定したときは、荒尾市空き店舗活用創業等支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、荒尾市空き店舗活用創業等支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に速やかに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の他の用途への使用

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為

(3) 交付申請書その他の関係書類における虚偽の記載又は補助対象事業の実施における不正の行為

(4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反する行為

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、荒尾市空き店舗活用創業等支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。
(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該補助金を交付しているときは、期限を定めて、当該取消部分に係る補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(荒尾市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱の廃止)

2 荒尾市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱（平成13年告示第27号）は、廃止する。

（荒尾市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱の廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前の荒尾市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱第6条の規定により荒尾市商店街空き店舗対策事業補助金の交付申請を行ったものに係る当該補助金の交付申請については、なお従前の例による。

別表（第5条、第6条関係）

補助対象経費	店舗等の所在地	補助率	補助金の額
改修費（内外装工事費、附属設備工事費、その他市長が適当と認める経費）	都市機能誘導区域内	1 / 2	当該経費に補助率を乗じた額（ただし、50万円を限度とする。）
	その他の地域		当該経費に補助率を乗じた額（ただし、20万円を限度とする。）
賃借料（敷金、礼金、管理費、共益費、駐車場代等その他これらに類する費用を除く。）	都市機能誘導区域内	1 / 2	当該経費に補助率を乗じた額（ただし、1月当たり6万円を限度とする。）
	その他の地域		当該経費に補助率を乗じた額（ただし、1月当たり3万円を限度とする。）

備考

1 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 2 都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条の規定に基づき作成された荒尾市立地適正化計画に規定する都市機能誘導区域をいう。
- 3 賃借料の補助対象期間は、事業開始日の属する月の翌月から12か月とし、それぞれ年度ごとに申請を行うものとする。また、店舗等の賃借期間に1月に満たない期間がある場合の補助金は、日割計算とする。